

土壌汚染対策法の分解生成物の改正

平成29年4月1日付で、土壌汚染対策施行令の一部を改正する政令等が施行され、土壌汚染対策法の特定有害物質として「クロロエチレン」が追加されました。

また、土壌汚染対策法の特定有害物質の分解生成物についても、クロロエチレンの追加等の改正が行われました(表1.)。分解生成物の追加が行われたのは、テトラクロロエチレンや1,1,1-トリクロロエタンが微生物などによって分解される過程で、クロロエチレンが生成されるためです(図1.)。

表1. 土壌汚染対策法の分解生成物の改正(下線を引いた物質が新たに追加された物質)

過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>
<u>シス-1,2-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>
テトラクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 及び1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

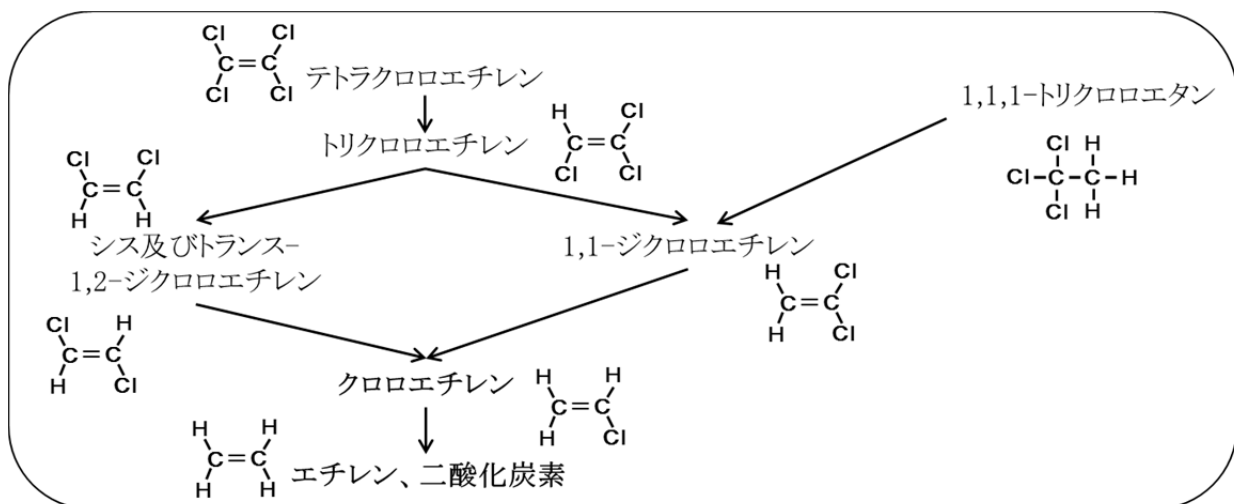


図1. テトラクロロエチレンや1,1,1-トリクロロエタンの微生物などによる分解経路

ご不明点は、当社 環境分析部 佐藤(亮)(フリーダイヤル0120-01-2590 内線382)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

